

アドバイス・レポート

令和6年12月23日

令和6年11月12日付け付けで第三者評価の実施をお申込みいただいた社会福祉法人 精華町社会福祉協議会につきましては、第三者評価結果に基づき、下記のとおりアドバイスをいたしますので、今後の事業所の運営及びサービスの提供に役立ててください。

記

<p>特に良かった点とその理由 (※)</p>	<p><人材の確保・育成> 常勤・非常勤を問わず、すべての職員が4つの委員会（①「マニュアル整備委員会」②「事故検証・再発防止委員会」③「環境・衛生委員会」④「研修・事例検討委員会」）のいずれかに所属することにより職員の自覚・気づきを促す仕組みを整えています。個々の職員の目標管理には、年2回の面談に加えて「評価シート」が活用されています。</p> <p><サービスの提供> 利用者の家族等との情報交換では朝夕のミーティングやホワイトボード、「課内会議」などで共有されています。認知症対応型通所介護では通常規模型通所介護との区別を図るために、家族との情報交換（連絡ノート）に工夫したり、営業時間を長く設定しレスパイトにも配慮されていました。</p> <p><事業所内の衛生管理等> 事業所内の清掃が定期的に行なわれており、衛生管理者が毎月、「環境・衛生委員会」が年2回、産業医が隔月で職場内巡視する体制が構築されています。</p>
<p>特に改善が望まれる点とその理由 (※)</p>	<p><ボランティアに係るマニュアルの整備> 法人として積極的にボランティアを受け入れ、マニュアル等も整備されました。一方で通所介護事業所では、話し相手やレクリエーションを提供するボランティアを積極的に受け入れているものの、通所介護用のボランティア・マニュアルは確認できませんでした。</p> <p><サービス移行時の連携・相談対応> サービス利用が終了した後の相談窓口や適切な相談機関への紹介は、地域包括支援センターなど口頭で紹介されているとのことでしたが、窓口が設置されていることが確認できませんでした。</p> <p><感染症の対策及び予防> 感染症対策に関するマニュアルの作成や職員への周知・研修・処理実習・処理手順を職員がいつでも確認できるよう動画を作成するなど対策を講じられていますが、感染症である利用者の受け入れは行っていませんでした。</p>
<p>具体的なアドバイス</p>	<p><ボランティアに係るマニュアルの整備> 通所介護でのボランティアには、他の介護サービスでのボランティアと共通する点もあれば、具体的な手順、手技、起こりえるリスクなど異なるところもあると考えられます。法人全体としてのボランティアのマニュアルは既に整備されているため、それを踏まえて更に通所介護の業務内容に沿ったマニュアルを新たに策定されてはいかがでしょうか。</p> <p><サービス移行時の連携・相談対応> サービス利用が終了した後も相談対応できることを、重要事項説明書などに記載するとともに、実際に相談があれば支援経過に記録するようにされてはいかがでしょうか。</p> <p><感染症の対策及び予防> 福祉避難所として指定されていますが、感染症が流行した際にゾーニングや汚染物の廃棄方法、隔離部屋などの対応が求められます。利用を控えてもらうことで二次的被害を防ぐ必要もありますが、平時から感染症についての研修や処理実習に加え、感染症に罹患した利用者を受け入れることで感染症への実践力を養い、利用者の希望に答えられる体制を検討してみてください。</p>

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントを「評価結果対比シート」に記載しています。